

○総務省電気通信紛争処理委員会事務局組織規程(平成十三年総務省訓  
令第二三二号)

(総則)

**第一条** 総務省電気通信紛争処理委員会事務局(以下「事務局」という。)の事務分掌その他組織の細目は、別に定めるものほか、この訓令の定めるところによる。

(上席調査専門官及び調査専門官)

- 第二条** 事務局に、上席調査専門官及び調査専門官を置く。  
2 上席調査専門官は、命を受けて、参事官又は紛争処理調査官を助け、調査専門官の事務の調整に関する事務を行う。  
3 調査専門官は、命を受けて、事務局の事務を分担処理する。